

令和 8 年度 市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書

表

筑後市長 殿		現 住 所			
		1月1日現在の住 所			
		フリガナ			
提出年月日		氏 名			
年	月	日	生年 月日	世帯主 の氏名	続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料		
		円		円		
	合 計			円		
生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計			
		円		円		
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計			
		円		円		
介護医療保険料の計						
円						
地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計			
		円		円		
⑯ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑯ 寡婦控除	⑯	⑯ 勤労学生控除	⑯		
	□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還		(学校名)			
障害者控除	1	フリガナ 氏名 個人番号	障害の程度			
	2	フリガナ 氏名 個人番号	障害の程度			
配偶者控除・配偶者特別控除・同生同一計	配偶者	フリガナ 氏名 個人番号	生年月日			
			配偶者の合計所得金額	円		
			□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）			
扶養控除・特定親族特別控除	1	フリガナ 氏名 個人番号	生年 月日	同居・ 別居の 区分	統柄 特親	
						万円
	2	フリガナ 氏名 個人番号	生年 月日	同居・ 別居の 区分	統柄 特親	
						万円
扶養控除・特定親族特別控除	3	フリガナ 氏名 個人番号	生年 月日	同居・ 別居の 区分	統柄 特親	
						万円
	4	フリガナ 氏名 個人番号	生年 月日	同居・ 別居の 区分	統柄 特親	
						万円
当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。						
16歳未満の扶養親族控除	1	フリガナ 氏名 個人番号	生年 月日	同居・ 別居の 区分	統柄	
	2	フリガナ 氏名 個人番号	生年 月日	同居・ 別居の 区分	統柄	
扶養親族控除	3	フリガナ 氏名 個人番号	生年 月日	同居・ 別居の 区分	統柄	

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

⑰ 雜損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	
⑱ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
		円	円

1 収 入 金 額 等	事 業 農 業	営 業 等 イ	ア	円
	不 動 産	不 動 産 ウ		
	利 子	利 子 エ		
	配 当	配 当 オ		
	給 与	給 与 力		
	公的年金等	公的年金等 キ		
	業 務	業 務 ク		
	その 他	その 他 ケ		
	総 合 譲 渡	短 期 コ		
	長 期	長 期 サ		
一 時				
2 所 得 金 額	事 業 農 業	営 業 等 ① ②	① ②	
	不 動 産	不 動 産 ③	③	
	利 子	利 子 ④	④	
	配 当	配 当 ⑤	⑤	
	給 与	給 与 ⑥	⑥	
	公的年金等	公的年金等 ⑦	⑦	
	業 務	業 務 ⑧	⑧	
	その 他	その 他 ⑨	⑨	
	合 計	合 計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	
	総合譲渡・一時	総合譲渡・一時 ⑪	⑪	
合 計				
4 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	社会保険料控除	社会保険料控除 ⑬	⑬	
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除 ⑭	⑭	
	生命保険料控除	生命保険料控除 ⑮	⑮	
	地震保険料控除	地震保険料控除 ⑯	⑯	
	寡婦、ひとり親控除	寡婦、ひとり親控除 ⑯～⑯	⑯～⑯	
	勤労学生、障害者控除	勤労学生、障害者控除 ⑯～⑯	⑯～⑯	
	配偶者（特別）控除	配偶者（特別）控除 ⑰～⑰	⑰～⑰	
	扶養控除	扶養控除 ⑳	⑳	
	特定親族特別控除	特定親族特別控除 ㉑	㉑	
	基礎控除	基礎控除 ㉒	㉒	
⑬から㉑までの計				
5 給与・公的年金等にかかる所得以外(令和 8 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納稅方法	離 損 控 除	離 損 控 除 ㉓	㉓	
	医療費控除	医療費控除 ㉔	㉔	
	合 計	合 計 (㉓+㉔+㉔)	㉔	
	区分	区分	㉔	

セルフメディケーション税制を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等にかかる所得以外(令和 8 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納稅方法

- 給与から差引き(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

## 6 紙与所得の内訳

① 事業所種別	運送業
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
② 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
③ 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
④ 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円

## 7 事業・不動産所得に関する事項

## 8 配当所得に関する事項

### 国外株式等に係る外国所得税額

### 9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	収入金額	必要経費
	円	円

## 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	イ	円
	長期					ロ
	一時				ハ	

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。  
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

合計 4+ [(口+八)×1/2]

## 1.1 事業専従者に関する事項

1	フリ ガナ	続柄		生年 月日		専従者給与 (控除)額	
	氏名						
	個人 番号						
2	フリ ガナ	続柄		生年 月日		専従者給与 (控除)額	
	氏名						
	個人 番号						
3	フリ ガナ	続柄		生年 月日		専従者給与 (控除)額	
	氏名						
	個人 番号						
				所得税における青色申告の承認の有無		合 計 額	

### 13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業		円
<input type="checkbox"/>	他都道府県の事務所等	

## 1.2 別居の扶養親族等に関する事項

1	フリ ガナ	個人 番号		国外 居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
	氏名				
2	フリ ガナ	個人 番号		国外 居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
	氏名				
3	フリ ガナ	個人 番号		国外 居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
	氏名				

#### 1.4 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円				
住所地の共同敷金会、日赤会支部・都道府 県、市区町村分 (特例控除対象以外)					
条例指定分	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td></td> </tr> </table>	都道府県		市区町村	
都道府県					
市区町村					

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せよ。別途「寄附金額税額控除申告書(二)」を提出してください。

### その他の事項・備考欄

配当に関する住民税の特例		円
農業	分離肉用牛	円 免税所得

## 1.5 所得金額調整控除に関する事項

フリ ガナ	姓	名	性別	年 生 日	記入欄	特別障害者に 該当する場合	記入欄	記入欄	別居の 場合の 住 所
氏名			個人 番号						